

鳥取県公報

平成13年9月25日(火)
第7319号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例施行規則 (63) (循環型社会推進課) ... 2
	鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則 (64) (景観自然課) 6
告 示	高齢者実態調査実施要領 (548) (長寿社会課) 6
	家畜伝染病の発生 (549) (畜産課) 7
	保安林の指定の解除予定 (550) (森林保全課) 7
	鳥獣保護区の存続期間の更新 (551) (＼) 8
	都市計画の変更に係る図書の写真の縦覧 (552) (都市計画課) 9
	鳥取県収納代理金融機関の店舗の位置の一部改正 (553) (会計課) 9
教委告示	定例教育委員会の招集 (16) (総務福利課) 10

= 公布された規則のあらまし =

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例施行規則

1 趣旨 (第1条関係)

この規則は、鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例 (以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 特定保管の届出 (第2条関係)

(1) 特定保管の届出は、特定保管届出書を提出してしなければならないこととした。

(2) (1)の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととした。

ア 付近見取図

イ 敷地の形状、廃自動車等を保管する位置、高さ及び面積並びに囲いの位置、構造及び規模を明らかにした配置図

ウ 排水溝その他の設備又は不浸透性材料の底面を設けている場合にあつては、その構造及び規模を明らかにした図面

エ 現況写真

オ 保管に係る廃自動車等有価物である場合にあつては、売買契約書、取引伝票等の写し、事業報告書又は決算報告書その他その利用目的を明らかにする書類

3 変更の届出等 (第3条関係)

(1) 変更の届出は、特定保管届出事項変更届出書を提出してしなければならないこととした。

(2) (1)の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととした。

ア 保管場所を変更する場合にあつては、変更後の事項に係る2(2)のアからエまでに掲げる書類

イ 保管数量又は保管期間を変更する場合にあつては、変更に係る売買契約書等の写しその他その理由を明らかにする書類

- ウ 保管方法を変更する場合にあっては、変更後の事項に係る2(2)イ及びウに掲げる書類
- エ 廃棄物として届け出たものを有価物とする場合又は有価物としての利用目的を変更する場合にあっては、変更後の利用目的に係る2(2)オに掲げる書類
- (3) 規則で定める変更は、次に掲げる変更とすることとした。
- ア 当初の届出に係る廃自動車等の数量の増減であって、増減後において保管基準の範囲内であるもの又は当初の届出に記載された増加予定数量の範囲内であるもの
- イ その他保管基準に抵触しない範囲内の変更であって知事が生活環境の保全上支障がないと認めたもの
- 4 掲示板(第4条関係)
保管基準に係る掲示板の様式を定めることとした。
- 5 指導、勧告及び命令の手続(第5条関係)
知事を行う指導、勧告及び命令は、その趣旨並びに講ずべき措置の期限及び内容を明示した文書により行うものとする事とした。
- 6 届出書の経由(第6条関係)
知事に提出する届出書は、正副2部とし、保管場所を管轄する保健所長を経由して提出しなければならないこととした。
- 7 施行期日
この規則は、平成13年10月1日から施行することとした。

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取市の区域において行われる大規模行為については、鳥取県景観形成条例第4章の大規模行為に関する規定は適用しないこととした。(第30条関係)
- 2 この規則は、平成13年10月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例施行規則をここに公布する。

平成13年9月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第63号

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例(平成13年鳥取県条例第39号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定保管の届出)

第2条 条例第8条第1項の規定による届出は、様式第1号による届出書を提出してしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 敷地の形状、廃自動車等を保管する位置、高さ及び面積並びに囲いの位置、構造及び規模を明らかにし

た配置図

(3) 排水溝その他の設備又は不浸透性材料の底面を設けている場合にあっては、その構造及び規模を明らかにした図面

(4) 現況写真

(5) 保管に係る廃自動車等有価物である場合にあっては、売買契約書、取引伝票等の写し、事業報告書又は決算報告書その他その利用目的を明らかにする書類

(変更の届出等)

第3条 条例第8条第2項本文の規定による変更の届出は、様式第2号による届出書を提出してしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 保管場所を変更する場合にあっては、変更後の事項に係る前条第2項第1号から第4号までに掲げる書類

(2) 保管数量又は保管期間を変更する場合にあっては、変更に係る売買契約書等の写しその他その理由を明らかにする書類

(3) 保管方法を変更する場合にあっては、変更後の事項に係る前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類

(4) 廃棄物として届け出たものを有価物とする場合又は有価物としての利用目的を変更する場合にあっては、変更後の利用目的に係る前条第2項第5号に掲げる書類

3 条例第8条第2項ただし書の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 当初の届出に係る廃自動車等の数量の増減であって、増減後において条例第9条第2号イに掲げる基準の範囲内であるもの又は当初の届出に記載された増加予定数量の範囲内であるもの

(2) その他保管基準に抵触しない範囲内の変更であって知事が生活環境の保全上支障がないと認めたもの
(掲示板)

第4条 条例第9条第1号イに規定する掲示板は、様式第3号によるものとする。

(指導、勧告及び命令の手続)

第5条 条例第10条の規定による指導並びに条例第11条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令は、その趣旨並びに講ずべき措置の期限及び内容を明示した文書により行うものとする。

(届出書の経由)

第6条 条例の規定により知事に提出する届出書は、正副2部とし、保管場所を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

印

(法人にあっては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

特 定 保 管 届 出 書

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

		廃 自 動 車	廃 タ イ ヤ
保 管 場 所			
保 管 数 量 (今後増加が確実に 見込める場合は、そ の予定数量及び時期)		台 増加予定数量 台 時期 年 月	台 増加予定数量 台 時期 年 月
保 管 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
保 管 方 法	敷 地 面 積	m ²	m ²
	高 さ	m	m
方 法	囲いの有無	有(高さ m)・無	有(高さ m)・無
	底面の状況	土面・不浸透性・その他()	土面・不浸透性・その他()
廃棄物と有価物 の 別	廃棄物・有価物・混在 (うち有価物 台)	廃棄物・有価物・混在 (うち有価物 本)	
利用目的(有価 物の場合)			
事業に関する許 認可、登録、資 格等の状況			
備 考			

注 1 保管数量欄に増加予定数量及び時期を記入した場合には、備考欄にその理由を記載すること。

2 囲いがない場合は、備考欄にその理由と今後の予定を記載すること。

添付書類

- 1 付近見取図
- 2 敷地の形状、廃自動車等を保管する位置、高さ及び面積並びに囲いの位置、構造及び規模を明らかにした配置図
- 3 排水溝その他の設備又は不浸透性材料の底面を設けている場合にあっては、その構造及び規模を明らかにした図面
- 4 現況写真
- 5 保管に係る廃自動車等が有価物である場合にあっては、売買契約書、取引伝票等の写し、事業報告書又は決算報告書その他その利用目的を明らかにする書類

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

印

(法人にあっては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

特定保管届出事項変更届出書

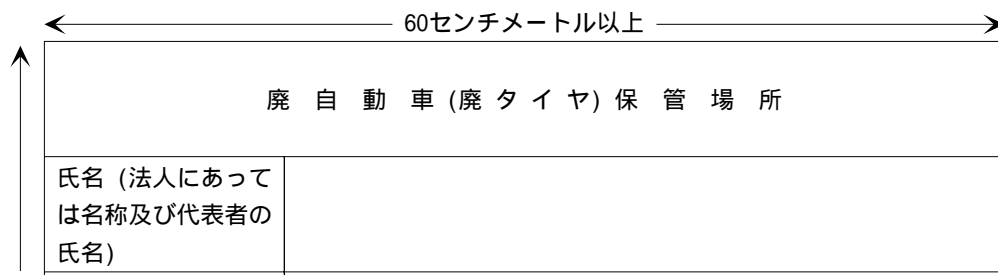
年 月 日付で届け出た事項を変更したいので、鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	
変 更 理 由	
変 更 前	
変 更 後	
変更予定年月日	年 月 日
備 考	

添付書類

- 1 保管場所を変更する場合にあっては、変更後の次に掲げる書類
 - ア 付近見取図
 - イ 敷地の形状、廃自動車等を保管する位置、高さ及び面積並びに囲いの位置、構造及び規模を明らかにした配置図
 - ウ 排水溝その他の設備又は不浸透性材料の底面を設けている場合にあっては、その構造及び規模を明らかにした図面
 - エ 現況写真
- 2 保管数量又は保管期間を変更する場合にあっては、変更に係る売買契約書等の写しその他その理由を明らかにする書類
- 3 保管方法を変更する場合にあっては、変更後の事項に係る1のイ及びウに掲げる図面
- 4 廃棄物として届け出たものを有価物とする場合又は有価物としての利用目的を変更する場合にあっては、変更後の利用目的に係る売買契約書、取引伝票等の写し、事業報告書又は決算報告書その他変更後の利用目的を明らかにする書類

様式第3号 (第4条関係)



60センチメートル以上



保管する物品の種類 及び台（本）数		
保管場所の管理責任 者の氏名又は名称及 び連絡先の電話番号		
届出年月日	年	月 日
敷地面積及び最高の 高さ	面 積 高 さ	m ² m
管轄する保健所名		

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 9月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第64号

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県景観形成条例施行規則（平成5年鳥取県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(市町村条例との調整)</p> <p>第30条 条例第28条の規則で定める行為は、<u>鳥取市又は米子市の区域</u>において行われる大規模行為とする。</p>	<p>(市町村条例との調整)</p> <p>第30条 条例第28条の規則で定める行為は、米子市の区域において行われる大規模行為とする。</p>

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

告 示

鳥取県告示第548号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づき、高齢者実態調査を次の要領により行うので、同条例第2条の規定により告示する。

平成13年 9月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

高齢者実態調査実施要領

1 調査の目的

この調査は、高齢者の健康状態、介護保険の利用状況等を把握し、県が策定する介護保険事業支援計画、市町村が策定する介護保険事業計画並びに県及び市町村が策定する老人保健福祉計画の見直しに必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

県内に居住する満65歳以上の者のうち、次の区分により選定した25,000人

- (1) 一般高齢者 各市町村が行う介護保険の被保険者の約1割を無作為抽出
- (2) 要援護高齢者 各市町村が把握している要介護者及び要支援者の全数
- (3) 施設入所高齢者 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設等の入所者から約5割を無作為抽出

3 調査事項

- (1) 高齢者の健康状態
- (2) 保健福祉サービスの利用の意向
- (3) 介護保険サービスの利用の意向
- (4) 家族介護の状況
- (5) その他介護の実態に関する事項

4 調査の期日

この調査は、平成13年9月25日から同年10月31日までの間において実施する。

5 調査の方法

この調査は、調査員が面接し、聞き取る方法により実施する。

6 調査結果の公表

この調査の結果については、高齢者実態調査報告書を作成し、公表する。

鳥取県告示第549号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成13年9月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区 分	頭 数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
ヨーネ病	牛	患 畜	1	西伯郡中山町松河原1368	平成13年9月17日

鳥取県告示第550号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年9月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字小林谷549の33、日野郡溝口町金屋谷字栃谷原2の40から2の43まで、2の45、字榊水高原793の111から793の116まで、793の118

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山ノ内西秋葉1147の24 (次の図に示す部分に限る。)、1147の8、1147の14

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

ダム事業用地とするため

3(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字谷一木字天坪山1009の4、1009の6から1009の8まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第551号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令(昭和28年政令第254号)第1条第2項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第20条の規定により告示する。

平成13年9月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
東郷池鳥獣保護区	東伯郡東郷町及び羽合町にまたがる東郷池の湖面	平成13年11月1日から平成23年10月31日まで	417ヘクタール
岩美鳥獣保護区	岩美郡福部村大字細川地内の国道9号如来橋西詰を起点とし、同所から塩見川左岸を北方に下り、同川左岸端に至り、同所から海岸汀線に沿って北東に進み、同郡岩美町大字網代、大字田後、大字浦富及び陸上海岸を経て、鳥取県と兵庫県の境界に至り、同所から同境界を南東に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線陸上隧道の真上に至り、同所から隧道上を南西に進み、同線上に至り、同線を西方に進み、陸上鉄橋に至り、同鉄橋から県道陸上岩井線を北西に進み、町道陸上中央線に至り、同町道を西方に進み、国道178号に至り、同国道を南西に進み、県道網代港線に至り、同県道を西方に進み、同国道に至り、同国道を南西に進み、国道9号に至り、同国	平成13年11月1日から平成23年10月31日まで	2,590ヘクタール

道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域、塩見川右岸端と海岸汀線の接する点を中心とした半径1キロメートル以内の海面及び同右岸から兵庫県境までの海岸汀線から1キロメートル以内の海面

鳥取県告示第552号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成13年9月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画下水道 鳥取市公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第553号

昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗並びに鳥取県収納代理郵便官署の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成13年9月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
3 鳥取県収納代理金融機関				3 鳥取県収納代理金融機関			
店 舗 の 名 称		位 置		店 舗 の 名 称		位 置	
		収納金を納付すべき指定金融機関の店舗の名称				収納金を納付すべき指定金融機関の店舗の名称	
略				略			
鳥取中央 農業協同 組合	本 所 上北条支所 上 井 支 所 西 郷 支 所 倉 吉 支 所 小 鴨 支 所 上小鴨支所 北 谷 支 所	倉吉市越殿町 倉吉市井出畑 倉吉市福庭町一丁目 倉吉市八屋 倉吉市駄経寺町二丁目 倉吉市中河原 倉吉市上古川 倉吉市福本	株式会社山陰合同 銀行倉吉支店	鳥取中央 農業協同 組合	本 所 上北条支所 上 井 支 所 西 郷 支 所 倉 吉 支 所 小 鴨 支 所 上小鴨支所 北 谷 支 所	倉吉市越殿町 倉吉市井出畑 倉吉市福庭町一丁目 倉吉市八屋 倉吉市駄経寺町二丁目 倉吉市中河原 倉吉市上古川 倉吉市福本	株式会社山陰合同 銀行倉吉支店

高城支所	倉吉市上福田	
社支所	倉吉市国分寺	
灘手支所	倉吉市尾原	
倉吉駅前支所	倉吉市福庭町 一丁目	
西倉吉支所	倉吉市西倉吉町	
三朝町支所	東伯郡三朝町 大字本泉	株式会社山陰合同 銀行三朝支店
小鹿支所	東伯郡三朝町 大字片柴	
三徳支所	東伯郡三朝町 大字片柴	
三朝支所	東伯郡三朝町 大字本泉	
竹田支所	東伯郡三朝町 大字穴鴨	
関金町支所	東伯郡関金町 大字大鳥居	株式会社山陰合同 銀行倉吉支店
矢送支所	東伯郡関金町 大字大鳥居	
山守支所	東伯郡関金町 大字今西	
東郷町支所	東伯郡東郷町 大字中興寺	株式会社山陰合同 銀行松崎支店
舎人支所	東伯郡東郷町 大字藤津	
花見支所	東伯郡東郷町 大字長和田	
東郷支所	東伯郡東郷町 大字中興寺	
羽合町支所	東伯郡羽合町 大字久留	株式会社山陰合同 銀行羽合支店
浅津支所	東伯郡羽合町 大字下浅津	
橋津支所	東伯郡羽合町 大字下浅津	
宇野支所	東伯郡羽合町 大字宇野	
略		
略		

高城支所	倉吉市上福田	
社支所	倉吉市国分寺	
灘手支所	倉吉市尾原	
倉吉駅前支所	倉吉市上井	
西倉吉支所	倉吉市西倉吉町	
三朝町支所	東伯郡三朝町 大字本泉	株式会社山陰合同 銀行三朝支店
小鹿支所	東伯郡三朝町 大字高橋	
三徳支所	東伯郡三朝町 大字片柴	
三朝支所	東伯郡三朝町 大字山田	
竹田支所	東伯郡三朝町 大字穴鴨	
関金町支所	東伯郡関金町 大字大鳥居	株式会社山陰合同 銀行倉吉支店
矢送支所	東伯郡関金町 大字関金宿	
山守支所	東伯郡関金町 大字今西	
東郷町支所	東伯郡東郷町 大字中興寺	株式会社山陰合同 銀行松崎支店
舎人支所	東伯郡東郷町 大字藤津	
花見支所	東伯郡東郷町 大字長和田	
東郷支所	東伯郡東郷町 大字田畑	
羽合町支所	東伯郡羽合町 大字久留	株式会社山陰合同 銀行羽合支店
浅津支所	東伯郡羽合町 大字下浅津	
橋津支所	東伯郡羽合町 大字橋津	
宇野支所	東伯郡羽合町 大字宇野	
略		
略		

教育委員会告示

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成13年9月25日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 1 日時 平成13年9月28日(金) 午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成14年度鳥取県立盲・聾・養護学校高等部・専攻科生徒募集要項について
 - (2) その他

